

《障害者控除対象者認定基準》

障害理由	認定度	障害老人の 日常生活自立度	認知症老人の 日常生活自立度
非該当	非該当	J	I
障害者	身体障害者（3級～6級）に準ずる	A	—
	知的障害者（軽度・中度）等に準ずる	—	Ⅱ
特別障害者	身体障害者（1級・2級）に準ずる	B	—
		C	
	知的障害者（重度）等に準ずる	—	Ⅲ
			Ⅳ
M			

（注）表中の判定基準は、障害老人の日常生活自立度判定基準（平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）、認知症である老人の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づきます。

・障害高齢者の日常生活自立度判定基準

(平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知より)

ランク		判断基準
生活自立	J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

・認知症である高齢者の日常生活自立度判定基準

(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知より一部抜粋)

ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする